

幼児教育無償化の具体的なイメージ(例)

・共働き家庭
・シングルで働いている家庭
など



3歳～5歳児
(保育の必要性の認定事由に該当する子供)

利用 → 幼稚園、保育所、認定こども園

無償
(幼稚園は月2.57万円まで)

利用 → 幼稚園の預かり保育

幼稚園保育料の無償化上限額(月2.57万円)を含め月3.7万円まで無償

利用 → 認可外保育施設
(一般的にいう認可外保育施設、自治体の認証保育施設など)

月3.7万円まで無償

複数利用 → 認可外保育施設 + ベビーシッター
など

月3.7万円まで無償

複数利用 → 幼稚園、保育所、認定こども園 + 障害児通園施設

ともに無償
(幼稚園は月2.57万円まで)

・専業主婦(夫)家庭
など



3歳～5歳児
(保育の必要性の認定事由に該当しない子供)

利用 → 幼稚園、認定こども園

無償
(幼稚園は月2.57万円まで)

利用 → 幼稚園の預かり保育、認可外保育施設

無償化の対象外

複数利用 → 幼稚園、認定こども園 + 障害児通園施設

ともに無償
(幼稚園は月2.57万円まで)

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償となる。

※ 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。